

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

土壤汚染対策法に基づき、現在25物質が指定されている特定有害物質に「クロロエチレン(別名:塩化ビニル・塩化ビニルモノマー)」が第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)へ新たに追加指定されます。

項目	〈地下水の摂取などによるリスク〉 土壤溶出量基準
クロロエチレン (別名:塩化ビニル・塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下 であること

今までは「塩化ビニルモノマー」の項目名が使われておりましたが、施行後は「クロロエチレン(別名:塩化ビニル・塩化ビニルモノマー)」へと項目名が変わります。

施行期日 平成29年4月1日

土壤汚染対策法に基づく調査以外にも、自主的な土壤汚染調査も承ります。下記担当者までお気軽にご連絡下さい。

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 入野一人(土壤汚染調査技術管理者)

環境分析課 池田博一

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

## 1. 背景

平成21年11月30日に「塩化ビニルモノマー」が、「公共用水域の水質汚濁に係る人の健康保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に追加されました。

水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から定めている土壤環境基準が、公共用水域及び地下水の保全と密接な関係を有していることを踏まえ、平成25年10月7日環境大臣が中央環境審議会に対しなされた、「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」の諮問を受け、中央環境審議会土壤農薬部における審議及びパブリックコメントを経て今回の改正に至りました。

## 2. 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質

現在25物質が指定されている土壤汚染対策法の特定有害物質に、新たにクロロエチレン(※印)が追加指定されます。(下表参照)

項目		土壤汚染対策法に基づく指定基準	
		＜地下水の摂取などのリスク＞ 土壤溶出量基準	＜地下水の摂取などのリスク＞ 土壤含有量基準
（第1発 種性 特有 定機 有化 害合 物物 質 ）	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	/
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	クロロエチレン(※)	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
（第2種 特重 定金 有属 害等 物物 質 ）	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき150mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき0.05mg以下であること	土壤1kgにつき250mg以下であること
	シアン化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアンとして土壤1kgにつき50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤1kgにつき15mg以下であること
	セレン及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつき0.8mg以下であること	土壤1kgにつき4,000mg以下であること
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつき1mg以下であること	土壤1kgにつき4,000mg以下であること
害3農 物種薬 質特等 ）定へ 有第	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	/
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

### 3. 土壌汚染調査の主な流れ

#### [1] 対象地資料等調査

- 1) 目的  
対象地の概況調査を適切に行うための情報の収集
- 2) 情報収集内容
  - ・ 対象物質の排出状況（過去～現在の土地利用状況、対象物質の使用、排出状況）
  - ・ 水文地質状況、古地図、航空写真、登記簿等による土地の変遷の調査

明らかに汚染のおそれがない

終了

汚染の可能性あり

#### [2] 対象地概況調査

- 1) 目的  
対象地全域について、有害物質の平面分布を把握し、汚染の可能性の有無を評価するとともに必要に応じて対象地詳細調査の計画を立案
- 2) 土壌平面調査

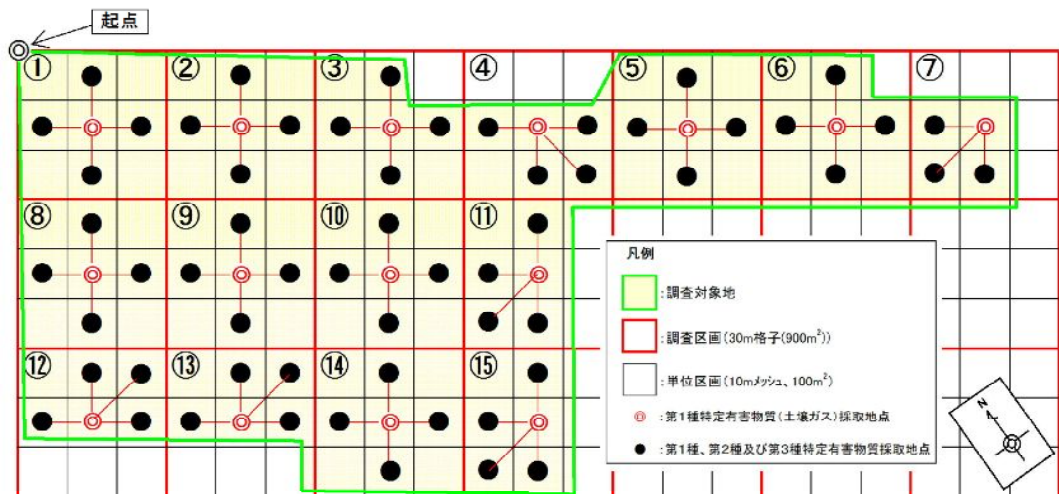
##### ① 区画選定

試料採取を行う単位区画を選定する。

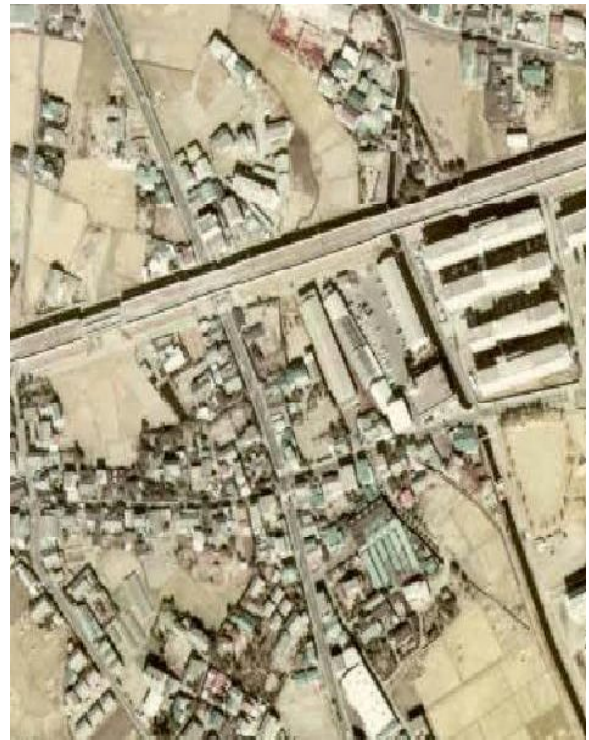
例) 汚染のおそれが少ない土地の場合

揮発性有機化合物（土壌ガス調査）・・・30m格子内の1地点

重金属等・農薬等（土壌含有量、土壌溶出量調査）・・・30m格子内の一部対象区画で5地点均等混合



単位区画の選定



航空写真

②揮発性有機化合物

・ 土壌ガス調査

表層土壌中に存在する揮発性有機化合物の濃度を測定し、汚染の可能性を把握します。



土壌ガス調査

③重金属類・農薬類

・ 土壌含有量・土壌溶出量調査（5地点混合方式）

30m格子の中心1地点及び周囲4方位の10m格子の中心1地点、合計5地点の表層土壌を採取、混合して分析、評価を行います。

明らかに汚染のおそれがない

終了

汚染の可能性あり

[3]対象地詳細調査

1) 目的

対象地概況調査で絞り込んだ汚染可能性エリアについて、深度方向の汚染状況を把握し、対策をとるべき範囲を設定

2) 揮発性有機化合物、重金属類の土壌垂直調査、地下水調査

ボーリング調査により、土壌・地下水を採取し、公定法により分析します。

明らかに汚染のおそれがない

終了

汚染あり

土地所有者が行政へ報告

[4]対策

汚染物質の種類・特性に則した最適な対策を実施

[5]終了



ボーリング調査